

平成7年における目安全協での論点について

○ 問題の所在

地域別最低賃金額と一般賃金額（日額、時間額）とを比較した場合、格差の拡大がみられた（時間額比でみたときに、地域別最低賃金額の一般賃金額に対する比率が減少してきた。）。【別添1】

○ 主な議論

このように格差が生じた理由として、就労日数の減少を中心とする労働時間の短縮が、地域別最低賃金改定の目安を審議する際の重要な参考資料である一般労働者の賃金上昇率に適切に反映されていないことから生じているとの意見があり、事務局で検証した結果、労働時間の短縮が反映されていないことは格差拡大に影響しているとの結論に達した。

一方、パートタイム労働者について、当時の賃金上昇率（賃金改定状況調査第4表）が一般労働者の賃金上昇率のみをみたものであったことから、最低賃金が実際に影響を及ぼすと考えられるパートタイム労働者の賃金の動向も反映させた形で上昇率をみるべきではないかとの議論があった。

○ 結論

目安を審議する際の重要な参考資料である賃金改定状況調査の賃金上昇率について、パート労働者の賃金水準とそのウェイトの変化、男女構成の変化、及び就労日数の増減を反映した方式とすることが望ましいとされ、以下のような算出が適当であるとされた。【別添2】

- ① 「パート労働者の賃金水準とそのウェイトの変化」が反映されるようにするため、一般労働者及びパートタイム労働者の全労働者について賃金上昇率を求めることが適当である。
- ② 「男女構成の変化」については、従来この影響が反映された賃金上昇率と当該影響を除去した賃金上昇率とを算出していたが、前者のみ算出することが適当である。
- ③ 「就労日数の増減」が反映されるように賃金上昇率を算出することが適当である。

① 地域別最低賃金額の一般賃金額（賃構）に対する比率の推移

項目 年	地域別最低賃金		賃構（産業計・企業規模10人以上）				賃構（産業計・企業規模10～99人）			
	① （月額）	② （時間額）	③ 所定内給与 （月額）	④ 所定内実労働時間	⑤ 所定内給与 （時間額）	⑥ 時間額比 （⑤/④×100）	⑦ 所定内給与 （月額）	⑧ 所定内実労働時間	⑨ 所定内給与 （時間額）	⑩ 時間額比 （⑨/⑧×100）
55	2,812 円	357 円	173,100 円	182 時間	951 円	37.5 %	156,500 円	193 時間	811 円	41.0 %
56	2,994	379	184,100	182	1,012	37.5	165,800	194	855	44.3
57	3,156	399	193,300	181	1,068	37.4	173,600	192	904	44.1
58	3,256	411	199,400	181	1,102	37.3	178,800	192	931	44.1
59	3,357	423	206,500	183	1,128	37.5	184,200	194	949	44.6
60	3,478	438	213,800	180	1,188	36.9	189,900	191	994	44.1
61	3,583	451	220,600	180	1,226	36.8	195,500	192	1,018	44.3
62	3,666	461	226,200	180	1,257	36.7	200,100	193	1,037	44.5
63	3,776	474	231,900	179	1,296	36.6	206,700	190	1,088	43.6
平成 元年	3,928	492	241,800	179	1,351	36.4	214,600	191	1,124	43.8
2	4,117	516	254,700	178	1,431	36.1	227,700	189	1,205	42.8
3	4,321	542	266,300	173	1,539	35.2	238,700	183	1,304	41.6
4	4,504	565	275,200	173	1,591	35.5	249,700	183	1,364	41.4
5	4,644	583	281,100	167	1,683	34.6	254,500	176	1,446	40.3
備考	全国加重平均額	全国加重平均額								

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

（平成7年4月28日）

1 最低賃金と一般賃金との関係

(1) 最低賃金と一般賃金との格差の拡大

地域別最低賃金額と一般賃金額（日額、時間額）とを比較した場合、別紙3のとおり、最近格差が拡大している。これは、今日のように就労日数の減少を中心とする労働時間の短縮や就業構造の変化等経済社会の構造変化が進展しているなかで、一般賃金（日額、時間額）にはこれらの変化が織り込まれているのに対し、地域別最低賃金額改定の目安（以下「目安」という。）を審議する際の重要な参考資料である一般労働者の賃金上昇率には労働時間短縮等の変化が適切に反映されないことから生じているものである。すなわち、この一般労働者の賃金上昇率については、目安制度が発足した昭和53年度以来小零細規模の事業所を対象とする賃金改定状況調査により把握されてきたところであるが、当該賃金上昇率の算出に当たって、

- ① 就労日数の減少に伴う賃金の上昇が反映されない仕組みとされてきたこと、
- ② パート労働者も賃金改定状況調査の対象となっているが、一般労働者とは別途集計され、パート労働者の増加やパート労働者の賃金の変動が明確に反映されない仕組みとされてきたこと及び
- ③ 男女構成の変化を除去した数値を主として活用してきたことがその要因である。

(2) 賃金改定状況調査における賃金上昇率の算出方法の変更

今日の経済社会の構造変化に対応し、(1)の問題を解決するため、平成6年5月16日の本協議会の検討状況の中間的なとりまとめにおいては、「今後の目安決定方式としては、パート労働者の賃金水準とそのウエイトの変化、男女構成の変化、及び就労日数の増減を反映した方式とすることが望ましいと考えられる」とされたところであり、今後、目安を審議する際の重要な参考資料である賃金改定状況調査の賃金上昇率については、これらが明確に反映されるように算出することが適当である。

すなわち、

- ① 「パート労働者の賃金水準とそのウエイトの変化」が反映されるようにするため、一般労働者及びパート労働者の全労働者について賃金上昇率を求めることが適当である。
- ② 「男女構成の変化」については、従来この影響が反映された賃金上昇率と当該影響を除去した賃金上昇率とを算出していたが、前者のみを算出することが適当である。
- ③ 「就労日数の増減」が反映されるように賃金上昇率を算出することが適当である。

その際、各年の調査月の所定労働日数が日曜日の数等によって変動するイレギュラー要因を除去するため、賃金改定状況調査において年間の所定労働日数を調査することとし、これにより月間所定労働日数を調整することが適当である。